

令和6年度 東松山市地域猫活動団体募集について

地域猫活動団体募集とは？

埼玉県では、動物の殺処分ゼロの取り組みとして、地域猫活動を推進して参りました。本市でも「東松山市地域猫活動推進事業費補助金交付要綱」を定め、地域猫活動を行う団体に補助を行います。

補助を受けるにあたっては、STEP1で市から『対象区域』の指定を受け、指定を受けた後にSTEP2の補助金の申請となります。

STEP 1

市指定区域となる地域猫活動団体の募集について

1 募集团体数について 2団体

2 応募受付期間について

令和6年4月1日（月）から令和6年4月26日（金）まで

※土日及び祝日は除外

3 応募条件について

地域猫活動に取り組む自治会又は動物愛護団体で次の（1）～（4）をすべて備えた団体となります。

- （1） 市内に事務所等の活動拠点があること。
- （2） 運営規約、会則等を有し、複数名で構成されていること。
- （3） 政治活動、宗教活動又は営利を目的としないこと。
- （4） 地域猫活動を3年以上継続して行うことができること。

4 申込書類について

（1）～（5）の書類を環境政策課にご提出ください。

（1） 東松山市地域猫活動団体申込書（別紙1）

※後日、運営規則又は会則の写し・補助対象団体の構成員名簿を提出していただきます。

- (2) 地域猫活動事業計画書（様式第2号）
※活動地区を住宅地図等で区画を明確に示してください。
※飼い主のいない猫の状況を確認したいため、頭数と被害状況を明確に記入してください。
- (3) 活動経費の内訳書（様式第4号）
※経費区分に補助対象経費
- (4) 給餌及びトイレの場所を示した図面
※住宅地図等で示してください。
※後日土地所有者の承諾書を提出していただきます。
- (5) 事業に対する自治会長等の同意書（様式任意）

5 選考について

地域猫活動のため、地域の理解状況・活動場所・被害状況等を基に2団体を選出いたします。選考結果は文書にてお知らせします。

STEP 2

対象区域として市から指定された場合について（補助金の申請）

1 補助金の申請について

(1) 申請書類について

- ①東松山市地域猫活動推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②地域猫活動事業計画書（様式第2号）
- ③誓約書（様式第3号）
- ④活動経費の内訳書（様式第4号）
- ⑤給餌及びトイレの場所を示した図面
- ⑥土地所有者の承諾書
- ⑦運営規約又は会則の写し
- ⑧補助対象団体の構成員名簿
- ⑨事業に対する自治会長等の同意書
- ⑩その他市長が必要と認める書類

2 補助金額

- (1) 補助額 1 団体当たり 20 万円 (上限)
※ただし予算の範囲内となります。
また、概算払いとなります。
- (2) 補助期間 補助金の交付対象となる経費については、市の交付決定日以降のものが対象となります。
- (3) 補助金の交付対象となる経費
補助金の交付対象となる経費一覧のとおり

補助金の交付対象となる経費一覧

補助対象経費	対象経費の内容
(1) 捕獲費	捕獲箱等捕獲用具購入費用等
(2) 不妊去勢費	不妊去勢手術費用
(3) 病院搬送費	ガソリン等燃料購入費用
(4) 飼料費	餌及び給餌用具購入費用
(5) トイレ施設整備費	トイレ資材及び用具購入費用
(6) 地域猫活動啓発費	啓発品作成用具購入費用、腕章、チラシ等作成費用
(7) 保険費	ボランティア保険加入費用
(8) 捨て猫防止対策費	チラシ・看板等作成費用
(9) その他市長が必要と認める経費	その他市長が必要と認める費用

3 その他

補助対象事業の完了後 30 日又は補助金の交付を受けた日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日に実績報告書の提出があり、補助金の精算します。